

生駒市訓令甲第1号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第14号とし、同条第11号中「、こどもサポートセンター所長」を削り、「保育園長」の次に「、こどもサポートセンター所長」を加え、同号を同条第13号とし、同条第10号中「、子育て支援総合センター副所長」を削り、「学校給食センター副所長」の次に「、子育て支援総合センター副所長」を加え、同号を同条第12号とし、同条第9号中「市長事務部局」を「教育委員会事務局」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 課内室長 高齢施策課地域包括ケア推進室長及び都市計画課学研推進室長をいう。

第2条第7号中「、子育て支援総合センター所長」を削り、「学校給食センター所長」の次に「、子育て支援総合センター所長」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特命監 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)第41条の3に規定する特命監をいう。

第4条第5項中「所管主幹が」を「所管主幹及び所管課内室長が」に、「及

び所管主幹」を「、所管主幹及び所管課内室長」に改め、同条第6項中「主幹」の次に「又は所管課内室長」を加える。

第5条第1項第1号中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「企画政策課長」を「政策企画推進課長」に改め、同項第2号中「及び都市計画課長」を「、都市計画課長及び都市計画課学研推進室長」に改め、同項第9号中「危機管理課長」を「防災安全課長」に改め、同項第11号中「地球環境の保全、自然エネルギー等」を「自然エネルギー」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) その事務が地球環境の保全に関連するものについては、環境保全課長  
第5条第2項の表中「主幹」の次に「、課内室長」を加え、「又は教育長」を削り、「企画財政部次長」を「総務部次長」に、「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「企画財政部次長」を「総務部次長」に、「企画財政部長」を「総務部長」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(特命監の専決事項)

第9条の2 特命監が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 特命監が処理する特命事項のうち、市長があらかじめ指定したものに  
関すること。

(2) 特命監の出張命令に関すること（宿泊を伴う出張を除く。）。

第11条第1項中「主幹」の次に「、課内室長」を加える。

第12条に次の1号を加える。

(4) 総合企画に関し、各部局及び各行政機関との連絡調整に関すること。

第13条の見出し中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条第3号中「総合企画に関し、各部局及

び各行政機関との連絡調整」を「交通安全の企画及び調査」に改める。

第14条の見出し中「環境経済部長」を「地域活力創生部長」に改め、同条中「環境経済部長」を「地域活力創生部長」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第15条第3号中「交通安全の企画及び調査」を「公害の調査」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 一般廃棄物事業の企画に関すること。

第16条の見出し中「福祉部長」の次に「福祉健康部長」に改め、同条中「福祉部長」を「福祉健康部長」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 予防接種及び健康診断の企画に関すること。

(4) 国民健康保険事業の企画運営に関すること。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

第19条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱(昭和62年11月告示第144号)第3条に係るものに限る。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条第8号中「関すること」の次に「(生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱第3条に係るものに限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号中「第60条第2号」を「第58条第6号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とし、同条を第18条とする。

第20条の見出し中「秘書広報広聴課長」を「秘書課長」に改め、同条中「秘書広報広聴課長」を「秘書課長」に改め、第3号及び第4号を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(政策企画推進課長の専決事項)

第20条 政策企画推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な市行政施策の調整に関する事。

第 2 1 条を次のように改める。

(広報広聴課長の専決事項)

第 2 1 条 広報広聴課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 広報活動の連絡調整に関する事。

(2) 市政に関する陳情及び要望等の処理手続に関する事。

第 2 3 条及び第 2 4 条を次のように改める。

第 2 3 条及び第 2 4 条 削除

第 2 6 条の見出し中「危機管理課長」を「防災安全課長」に改め、同条中「危機管理課長」を「防災安全課長」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(3) 市政に関する相談のうち軽易なものの処理に関する事。

(4) 交通安全指導について関係機関への連絡に関する事。

(5) 道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）による自動車の随時運行の許可に関する事。

第 2 8 条を削り、第 2 7 条を第 2 8 条とし、第 2 6 条の次に次の 1 条を加える。

(消費生活センター所長の専決事項)

第 2 7 条 消費生活センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 消費生活センターの施設の維持管理に関する事。

第 3 1 条及び第 3 2 条を次のように改める。

(市民活動推進課長の専決事項)

第 3 1 条 市民活動推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 認可地縁団体に関する事。

(市民活動推進センター所長の専決事項)

第 3 2 条 市民活動推進センター所長が専決できる事項は、次のとおりとす

る。

- (1) 市民活動推進センターの維持管理に関すること。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

(いこまの魅力創造課長の専決事項)

第 3 2 条の 2 いこまの魅力創造課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) いこまの魅力創造、地域経済の活性化等市政全般に係る市内外の関係者との連絡調整に関すること。

第 3 3 条第 1 号中「公害対策に関する関係機関への連絡」を「環境マネジメントシステムの運用管理」に改め、同条第 2 号から第 5 号までを削る。

第 3 4 条第 2 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

(小平尾南児童館長の専決事項)

第 4 1 条の 2 小平尾南児童館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 小平尾南児童館の管理に関すること。
- (2) 小平尾南児童館の使用許可に関すること。

第 4 2 条及び第 4 3 条を次のように改める。

(環境保全課長の専決事項)

第 4 2 条 環境保全課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集処理実施計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資料収集及び調査研究に関すること。
- (3) エコパーク 21 における水質及び悪臭の検査に関すること。
- (4) 清掃センター及びエコパーク 21 の施設の維持管理に関すること。
- (5) 公害対策に関する関係機関への連絡に関すること。

- (6) 公害調査の実施及び諸届の受理に関すること。
- (7) そ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (8) 火葬場の管理に関すること。
- (9) 犬の登録事務の処理に関すること。

(清掃リレーセンター所長の専決事項)

第43条 清掃リレーセンター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 清掃リレーセンターの施設の維持管理に関すること。

第44条第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(高齢施策課地域包括ケア推進室長の専決事項)

第44条の2 高齢施策課地域包括ケア推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 包括的支援事業の調査研究に関すること。
- (2) 軽易な地域包括支援センターとの調整に関すること。

第47条及び第48条を次のように改める。

第47条及び第48条 削除

第48条の2及び第49条を削り、第50条を第49条とし、第51条を第50条とし、第51条の2を第51条とする。

第56条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

(都市計画課学研推進室長の専決事項)

第56条の2 都市計画課学研推進室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な関西文化学術研究都市高山地区関連事業に係る連絡調整に関すること。

第57条に次の1号を加える。

(5) 違反建築物に対しての緊急時における措置に関すること。

第58条の見出し中「みどり景観課長」を「みどり公園課長」に改め、同条中「みどり景観課長」を「みどり公園課長」に改め、同条第3号中「風致地区内の」の次に「行為の許可（生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱第3条に係るものを除く。）及び」を加え、同条に次の5号を加える。

(4) 景観法による景観計画区域内の行為の届出に対する行為の着手の制限に係る期間の短縮に関すること（生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱第3条に係るものを除く。）。

(5) 都市公園等の使用許可に関すること。

(6) 公園の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。

(7) 公園整備に伴う、調査、設計及び監督に関すること。

(8) 現場監督員の選任に関すること。

第60条を次のように改める。

（こども課長の専決事項）

第60条 こども課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。

(3) 児童福祉法に規定する助産及び母子保護の実施の決定に関すること。

(4) ひとり親家庭自立支援給付金の支給の決定に関すること。

(5) 保育所の入所の決定に関すること。

(6) 保育料の決定に関すること。

第60条の次に次の2条を加える。

(子育て支援総合センター所長の専決事項)

第60条の2 子育て支援総合センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 子育て支援総合センターの施設の維持管理に関すること。

(2) 子育て短期支援事業の利用の決定に関すること。

(こどもサポートセンター所長の専決事項)

第60条の3 こどもサポートセンター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) こどもサポートセンターの施設の維持管理に関すること。

第64条第1項中「主幹」の次に「、課内室長」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第11条関係）

1 人事に関する事項

事項		専決区分							
		副市長	部長	次長	課長	主幹	課内室長	課長補佐	施設長
(1) 出張命令	ア 宿泊を伴う出張	部長、消防長	所属職員						
	イ ア以外の出張		部長、次長、次長の所管に属さない課長	所管に属する課長	主幹、課内室長、指導主事	課長補佐、施設長	所属職員	所属職員	所属職員
(2)	附属機関の委員その他構成員の出張命令		○						
(3)	休暇届及び欠勤届	部長、消防長	次長、次長の所管に属さない課長	所管に属する課長	所属職員				所属職員
(4) 時間外勤務命令	ア その勤務が午後10時			○					

	から翌日午前5時までの間							
	イ ア以外の間				所属職員			所属職員
(5)	臨時職員の採用		○					

## 2 事務の処理に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課内室長	課長補佐	施設長
(1) 許可、認可及び命令		重要なもの	定例又は軽易なもの	定例かつ軽易なもの				
(2) 証明	重要又は異例なもの	比較的重要なもの			定例又は軽易なもの			
(3) 申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知		重要なもの		定例又は軽易なもの				定例かつ軽易なもの
(4) 行政文書の開示等		重要なもの		定例又は軽易なもの				
(5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項		重要なもの		定例又は軽易なもの				
(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃	比較的重要なもの	軽易なもの						
(7) 予算に定めのある国庫補助及び県補助の申請		○						
(8) 課相互の総合調整及び運営			○					
(9) 公簿及び図書の閲覧				○				
(10) 広報活動		重要なもの		軽易なもの				
(11) 主管事務についての当事者の呼出し				○				
(12) 各種台帳の作成及び整備				○				
(13) 主管事務に関する統				○				

計、資料等の収集								
(14) 主管団体の指導				○				
(15) 前各号以外の事務の処理	重要なもの	比較的重要なもの		定例又は軽易なもの				定例かつ軽易なもの

### 3 財産に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課内室長	課長補佐	施設長
(1) 財産（物品を除く。）の交換及び処分	500万円未満	200万円未満	100万円未満	50万円未満				
(2) 備品の処分	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	200万円未満				
(3) 備品の管理換え				○				

### 4 収入に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課内室長	課長補佐	施設長
(1) 歳入の調定		1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満
(2) 市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免	当該減免の額が300万円未満のもの	当該減免の額が100万円未満のもの又は減免の基準が明確なもの	当該減免の額が75万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの	当該減免の額が50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの				
(3) 滞納処分		○	定例又は軽易なもの					
(4) 欠損処分		○						
(5) 歳入歳出外現金の受入通知				○				○

### 5 支出に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課内室長	課長補佐	施設長
(1) 工事の施行、修繕、業務委託、物品	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満

の購入及び印刷製本等の起工								
(2) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金、需用費（燃料費、光熱水費及び賄材料費に限る。）、役務費（通信運搬費、火災保険料、自動車保険料及び保険料に限る。）、負担金補助及び交付金（保険給付費等扶助費的なものに限る。）、扶助費、補償補填及び賠償金（公債費に限る。）並びに償還金、利子及び割引料（市税償還金及び公債費に限る。）に係る支出負担行為				○	300万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満
(3) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為	1億円未満	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	300万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満
(4) 前2号以外の支出負担行為	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満
(5) 支出命令及び歳入歳出外現金の払出命令				○	300万円未満	300万円未満	100万円未満	○

備考

- 1 次長の専決に係るもので、次長が置かれていない場合にあつては、部長が専決するものとする。
- 2 主幹又は課内室長の専決に係るもので、主幹又は課内室長が置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。
- 3 課長補佐の専決に係るもので、課長補佐が置かれていない場合にあつては主幹又は課内室長が、課長補佐、主幹及び課内室長ともに置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。

4 課長補佐の専決に係るもので、課に複数の課長補佐が置かれているときは、課長があらかじめ指定する課長補佐が専決するものとする。

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティ対策基準（平成19年12月生駒市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、子育て支援総合センター、こどもサポートセンター」を削り、「学校給食センター」の次に「、子育て支援総合センター、こどもサポートセンター」を加える。

第5条第2項中「企画財政部長」を「総務部長」に改める。

(生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第3条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画財政部長」を「総務部長」に改める。

(生駒市法令審査委員会規程の一部改正)

第4条 生駒市法令審査委員会規程（昭和52年11月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条第4項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 政策企画推進課長
- (2) 総務課長

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。